

総括意見の概要

I 官庁施設整備等の基本的考え方

官庁施設は、親しみやすく、便利で、且つ、安全なものであるとともに、それぞれの用途に応じた機能を発揮するために必要な性能を有していなければならない。そのため、膨大なストックとなっている既存の官庁施設については、保全の適正化を図りその性能の維持を図るとともに、その有効活用を図りつつ、継続的に整備を実施することにより、必要な性能を備えた良質なストックとして形成する必要がある。

官庁施設の整備に当たっては、工事の品質確保、コスト縮減、震災等災害対策、地球環境の保全、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策、高度情報化への対応、地域と連携したまちづくりへの貢献、施設の長期有効活用のための対策等の社会的要請に的確に対応するとともに、整備プロセスの透明性・効率性を確保する必要がある。

このため、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（以下「官庁施設の位置・規模・構造の基準」という。）等の規定により、適正な水準を有する官庁施設の整備及び適正な保全を行う必要がある。

良質なストックを形成するに当たっては、平成18年7月の社会資本整備審議会建築分科会建議（以下「建議」という。）等を踏まえ、官庁施設が計画的に検討・整備される必要がある。

1 計画的な官庁施設の整備

(1) 営繕計画書に関する意見書制度の的確な運用

国土交通省は、官庁施設が良質で均衡のとれた施設として整備されることを目的として、各省各庁の長から国土交通大臣に送付される営繕計画書に関し、長期営繕計画、官庁施設の位置・規模・構造の基準等に基づき意見を述べている。意見書制度の的確な運用により、各省各庁の官庁施設が合理的かつ適正に検討・整備される必要がある。

(2) 官庁施設の水準の確保

国土交通省は、各省各庁の官庁施設規模の適正化及び質的水準の維持・向上を図るため、官庁施設の位置・規模・構造の基準を制定している。さらに、その具体的な実現のために技術基準として新営一般庁舎面積算定基準、新営予算単価等を体系化し整備している。官庁営繕関係基準類等のうち18の技術基準類等が、各省各庁で共通に使用される「統一基準」として決定され、営繕事務の合理化・効率化を図るとともに、官庁施設の整備水準の確保を図っている。

(3) 長期営繕計画等に基づく施設整備

国土交通省は、長期的な展望に立ち良質な官庁施設の整備を計画的に推進するため、官庁施設のうち行政機関の庁舎については、「第四次官庁施設整備10箇年計画」（平成13～22年度）を指針とし、合同庁舎化の推進や社会経済情勢の変化に対応した官庁施設の整備を実施している。

また、建議を踏まえ、効果的、効率的なファシリティマネジメントの実施とともに、財務省等関係機関と連携しつつ官庁施設の整備を進めていく必要がある。

2 官庁施設の保全の適正化

官庁施設を良質なストックとして国民の社会経済生活の基盤となるよう有効に活用するため、施設の運用段階において、保全の適正化を図っていくことが必要である。

3 透明性・効率性の確保

本格的な少子高齢社会、人口減少時代の到来を迎え、社会経済環境の激変、社会の成熟化と多様化する社会ニーズの変化を受け、構造改革が一層強く求められているなど、行政分野に大きな変化が起こっている。さらに、「民間にできることは民間に」との考えによる官民の役割分担の見直し、顧客指向・成果主義が求められ、整備プロセスの様々な段階における国民との対話等の説明責任の必要性が強く求められている。

このため、行政の一層の透明化が必要であるとともに効率化、公平性の確保が重要となっており、官庁施設の整備に当たっては、行政全般に共通する環境変化を踏まえ、事業の必要性や事業評価等による意思決定に関する透明性の確保等を図り、工事の品質を確保しつつ、一層のコスト縮減を推進し、効率的な整備を実施しなければならない。

Ⅱ 官庁施設整備等における主要課題と施策

1 社会的要請に対応する官庁施設整備等の推進

- (1) 災害応急対策活動を行う防災拠点施設等については、災害時にも必要な行政機能が発揮できるよう建築物全体としての総合的な耐震性能の確保が必要である。防災拠点施設以外の官庁施設についても、求められる耐震性能を確保しなければならない。また、求められる耐震性能が確保されていない可能性のある既存施設については、防災拠点施設を中心とする緊急性の高いものから計画的に整備等を行い、耐震性能を確保していくことが必要である。
- (2) 地球温暖化問題への対応や循環型社会の形成を図るため、官庁施設における環境負荷低減の取組を推進する必要がある。特に、京都議定書目標達成計画や政府の実行計画等を踏まえ、官庁施設の適正な運用管理の徹底、太陽光発電・建物緑化等のグリーン化の実施、ESCO事業の導入等、より一層の地球温暖化対策への取組を実施しなければならない。
- (3) 官庁施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者あるいは子供連れ等を含むすべての人が円滑かつ快適に、また安心して施設を利用できるよう、さらにきめ細やかな施設整備等を推進する必要がある。
また、IP技術の進展、ユビキタス社会への対応等、情報化技術の進展に的確に対処し、情報化への対応をさらに積極的に意識した施設整備を推進する。
- (4) 官庁施設の整備に当たっては、良好な市街地環境の形成や魅力と賑わいのある都市の拠点形成を図るため、歴史的建築物の保存・活用や緑化等により地域に十分配慮するとともに、良好な景観形成に資する整備を推進しなければならない。
- (5) 官庁施設を有効活用するためには、建替・改修等の従来型の手法だけでなく、用途変更（コンバージョン）を含む大規模なりニューアルといった多様な手法を機動的に活用する必要がある。

2 官庁営繕行政における透明性・効率性の一層の確保

- (1) 国民、利用者及び地域住民への施設整備の説明責任を果たし、実施過程の透明性を高めるとともに、整備内容について国民又は利用者から意見を聴き、適切に反映させる手法について検討を進めなければならない。
- (2) 官庁施設の整備に当たっては、顧客重視・成果重視のマネジメントを体系的に確立するため、政策評価の導入及び事業評価の拡充を的確に行う必要がある。
- (3) 入札・契約制度の改革に伴い増大する入札・契約手続、工事監督業務及び検査業務等の円滑な実施を図るとともに、入札における透明性・公平性・競争性の確保、官庁施設の品質確保の促進を図らなければならない。

- (4) 官庁施設が本来備えるべき性能及び品質を確保しつつ、工事の時間的効率性の向上、ライフサイクルコストの低減等を含む総合的なコスト縮減を一層推進しなければならない。
- (5) 顧客を重視した施設整備を推進するため、地域との連携を強化し、地域・まちづくりとの連携や保全運用マネジメントへの取組が必要である。また、施設に関する顧客満足度調査を実施し、施設整備の企画・設計段階へのフィードバックを図ることが必要である。
- (6) 膨大な官庁施設のストック全体としての質を向上させるためには、個々の建築物を対象とするだけでなく、所有、利用形態にかかわらず、一定エリア内の複数の建築物を対象とした整備を行うことがより効果的・効率的であり、地域整備構想と整合した施設整備を進める必要がある。

III 官庁施設整備の現状

行政財産としての建築物の総延べ面積(平成19年3月末現在の財務省国有財産情報公開システムデータを基に算出)は、約5,100万㎡に上っている。これら官庁施設の現状を把握するため、保全業務支援システムを活用した保全実態調査のほか、官公法第10条の規定により、その管轄を国土交通大臣が行うものとされている施設を中心に官庁建物実態調査を実施している。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査である。平成19年度に調査を実施した約13,800施設のうち、合同庁舎等及び一般事務庁舎は約5,400施設(40%)となっている。(図1)

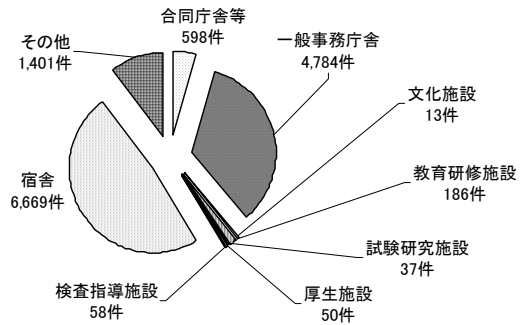


図1 保全実態調査 用途毎の施設数

また、官庁建物実態調査の実施施設の総延べ面積は、約1,147万㎡であり、うち国有建築物の総延べ面積は、約1,104万㎡で全体の約96%を占めている。このうち、建築年数が30年以上の施設の総延べ面積は、約379万㎡で全体の約35%を占めている。(図2)

また、非木造建築物の老朽度の目安となる現存率が80以下の建築物の割合は、平成4年度に45.7%であったものが、平成19年度には57.1%まで増加している。

延べ面積(万㎡)

建築年次別総延べ面積(国有)
約1,104万㎡/平成20年3月末現在

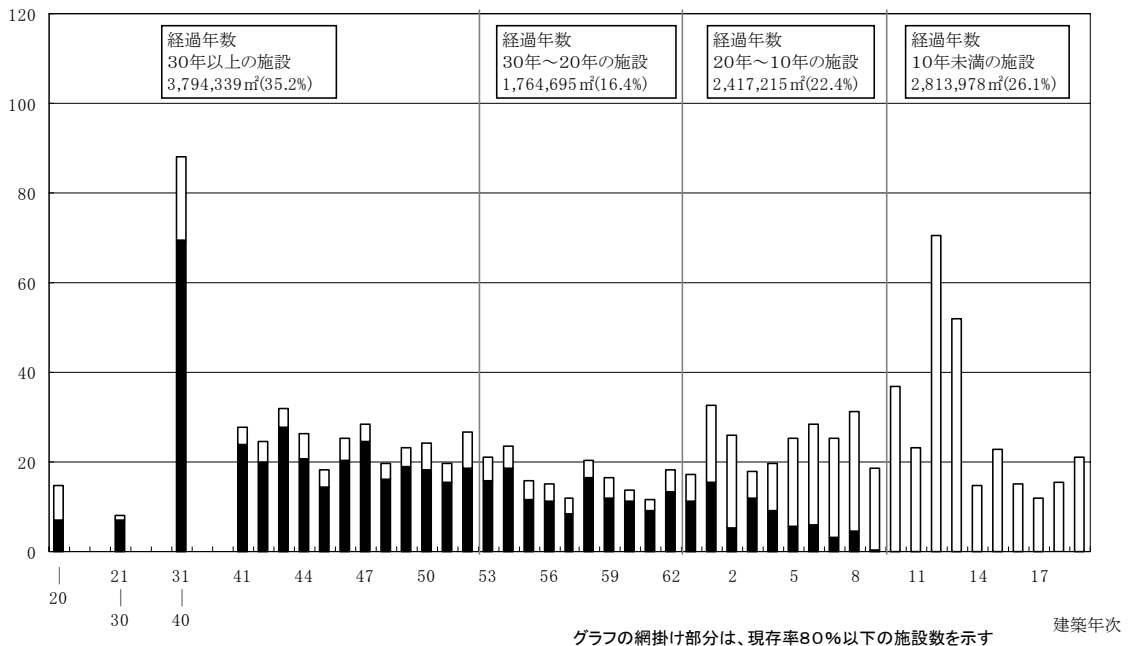


図2 官庁建物実態調査 建築年次別総延べ面積(国有)

営 繕 計 画 書 の 概 要

平成 21 年度各省各庁営繕計画書における所要経費は以下のとおりである。

(注) () は平成 20 年度営繕計画額。< >は対前年度比。

- ・ 営繕計画書に記載されている営繕計画を実施するための所要経費の総額
3,296 億円 (3,118 億円) <1.06>

省庁別営繕計画の所要経費の集計

(単位：億円)

	21年度計画額	20年度計画額	対前年比
国会	81	87	0.93
最高裁判所	171	233	0.73
会計検査院	1	1	0.93
内閣及び人事院	24	13	1.77
内閣府	169	178	0.95
総務省	45	53	0.85
法務省	423	357	1.19
外務省	67	79	0.84
財務省	403	437	0.92
文部科学省	17	11	1.55
厚生労働省	359	274	1.31
農林水産省	75	67	1.13
経済産業省	39	46	0.85
国土交通省	378	372	1.02
中央官庁及び合同庁舎	246	229	1.07
環境省	16	15	1.05
防衛省	782	666	1.17
合 計	3,296	3,118	1.06

端数処理の関係上、各項目の合算値が合計と異なる場合がある。